

## 群馬大学大学院保健学研究科研究生規程

### (趣 旨)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科(以下「本研究科」という。)における研究生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び大学院保健学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、学年の途中において許可することがある。

### (入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 博士前期課程にあっては修士の学位を有する者又は本研究科において修士の学位を有する者と同等以上の研究能力があると認められた者
- (2) 博士後期課程にあっては博士の学位を有する者又は本研究科において博士の学位を有する者と同等以上の研究能力があると認められた者

### (入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、保健学研究科長(以下「研究科長」という。)を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (5) 健康診断書
- (6) 写真(最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの2枚)
- (7) その他必要と認められる書類

### (入学許可)

第5条 研究生として入学を志願する者については、選考の上、当該講座に支障がない場合に限り、保健学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学長がこれを許可する。

### (在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書により在学期間を延長しようとする場合は、期間満了1月前までに研究科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

### (退 学)

第7条 研究生が在学期間中に退学しようとする場合は、研究科長を経て、学長に願い出て許可を得なければならない。

### (許可の取消)

第8条 研究生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て学長が、研究の許

可を取り消すことがある。

(雑 則)

第9条 研究生については、この規程に定めるもののほか、本研究科の規程等を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。